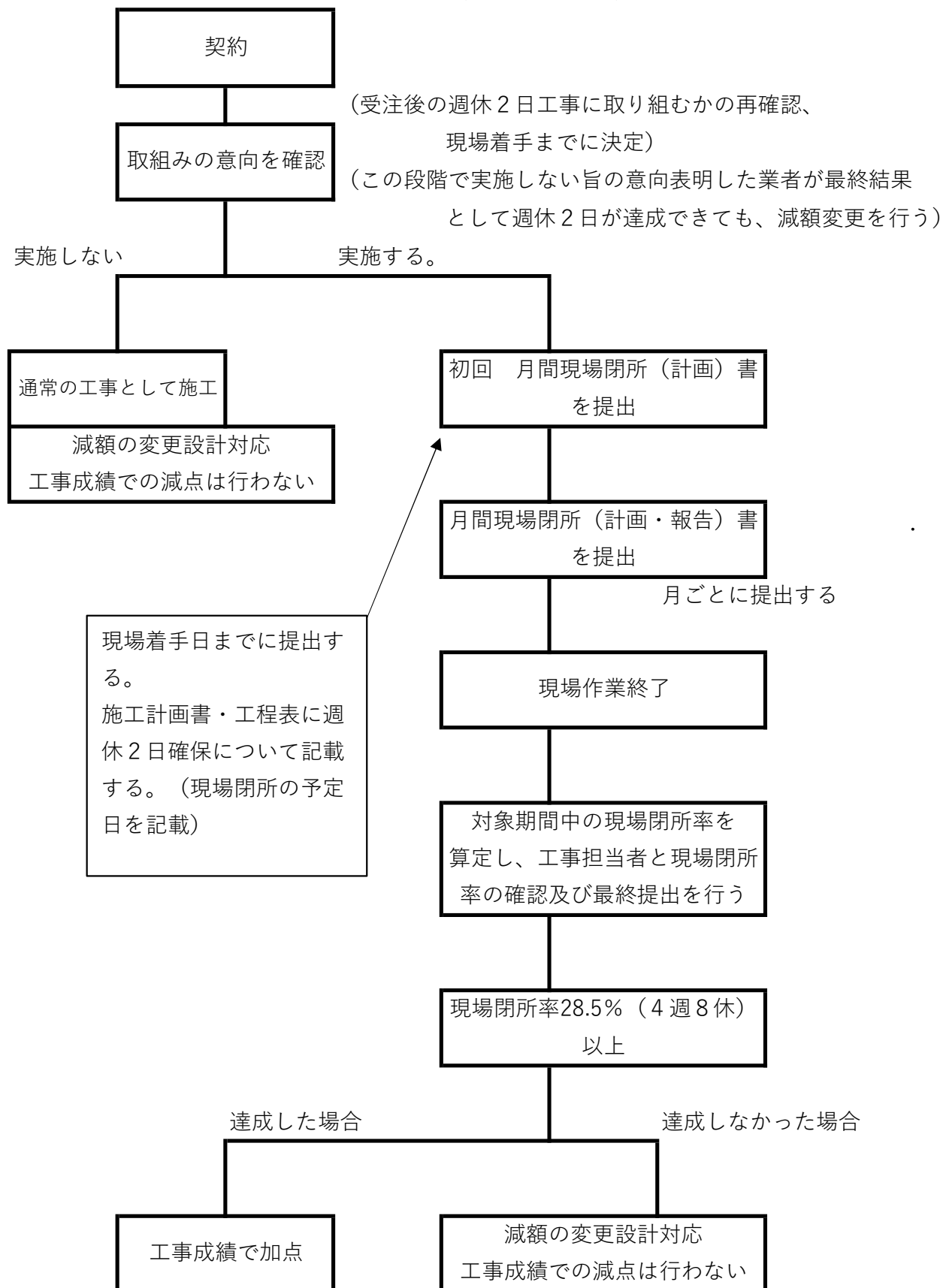


西条市週休2日確保工事実施フロー（発注者指定型）

（R5年度試行用）



西条市週休2日確保工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革推進の一環として、建設現場における週休2日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、建設業の担い手を確保することを目的として西条市（以下「発注者」という。）が発注する土木工事において、週休2日確保工事を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行った状態をいう。
- (2) 週休2日確保工事 週休2日の確保に取り組む工事をいう。
- (3) 対象期間 現場工事着手日（工事看板設置、起工測量等の現場作業開始日）から現場工事完了日（後片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。ただし、年末年始の6日間（12月29日から翌年の1月3日までの期間をいう。）、夏季休暇（土日を除く。）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間、発注者があらかじめ対象外とした期間、工事を受注した者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間その他対象として取り扱うことが適当でない期間を除く。
- (4) 4週8休以上 対象期間内における現場閉所（降雨、降雪等による予定外の現場閉所を含む。）した日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。この場合において、現場閉所率は、小数第2位を四捨五入し、少数第1位まで求めるものとする。
- (5) 現場閉所 現場事務所での事務作業（内業）を含めて、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事の試行の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、発注者が発注する土木工事であって、おおむね工事費2,000万円程度の工事とする。ただし、週休2日に取り組むことが適当でないと市長が認める工事を除く。

2 発注者は、対象工事について、週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（別記様式）を設計図書に添付することにより、当該工事が週休2日確保工事の対象であることを明示するものとする。

(週休2日確保工事实施の協議)

第4条 対象工事を受注した者は、現場工事着手日までに、当該工事を週休2日確保工事として行うか否かを、協議書により発注者と協議しなければならない。

(現場閉所日の確保)

第5条 前条の規定により週休2日確保工事を行うこととした者（以下「受注者」という。）は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を、現場閉所を行う日（以下「現場閉所日」という。）としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができるものとする。

3 現場閉所日は、受注者及び受注者から対象工事の一部について委託（再委託及びそれ以降の委託を含む。）を受けた者は、現場での作業を一切行わないものとする。ただし、次に掲げる作業を除く。

(1) 巡回パトロール、保守点検、現場見学会、地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務等の現場管理上必要な作業

(2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業

(3) 発注者の指示による作業

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

（実施方法）

第6条 受注者は、発注者の定める工事請負契約約款（平成16年西条市制定）に規定する工程表及び設計図書で定める施工計画について、週休2日を確保することができる計画にしなければならない。

2 受注者は、対象工事の実施に際しては、工事看板等に週休2日確保工事である旨を明示し、周知しなければならない。

3 受注者は、前条第2項に規定する現場閉所日の振替を行う場合は、協議書にその理由及び振替を行う日を記載し、発注者と協議しなければならない。

4 受注者は、工事途中において週休2日の確保を取りやめる場合は、工事打合せ簿等にその理由を記載し、発注者と協議しなければならない。

5 発注者は、受注者が取り組んだ週休2日確保工事について、現場閉所率を確認するものとする。

6 受注者は、現場閉所率を確認することができる資料として、工事履行報告書を作成の上、発注者に提出するとともに、工事日報、KY活動日誌等を整備し、発注者から請求があった場合は速やかにこれらを提出し、又は提示しなければならない。

（費用の計上）

第7条 対象工事は、当初の予定価格の設定において、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める補正係数を乗じるものとする。ただし、当該工事において4週8休以上を達成することができなかった場合は、変更請負契約で当該補正分を減額するものとする。

(1) 港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む。）以外の土木工事 次のアからオまでに掲げる経費の区分に応じ、当該アからオまでに定める補正係数。ただし、労務

費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

- ア 労務費 1.05
- イ 機械経費（賃料） 1.04
- ウ 共通仮設費率 1.04
- エ 現場管理費率 1.06
- オ 市場単価 別記1のとおり

(2) 港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む。）であって、港湾請負工事積算基準により積算した工種 次のアからエまでに掲げる経費の区分に応じ、当該アからエまでに定める補正係数

- ア 労務費 1.05
- イ 機械経費（賃料） 1.04
- ウ 共通仮設費率 1.02
- エ 現場管理費率 1.03
- オ 市場単価の補正 別記2のとおり

(3) 港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む。）であって、土木工事標準積算基準により積算した工種 次のアからオまでに掲げる経費の区分に応じ、当該アからオまでに定める補正係数

- ア 労務費 1.05
- イ 機械経費（賃料） 1.04
- ウ 共通仮設費率 1.04
- エ 現場管理費率 1.06
- オ 市場単価の補正 別記2のとおり

（工事成績評定）

第8条 4週8休以上を達成した対象工事は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、4週8休以上を達成しない対象工事においても、減点評価は行わないものとする。

（留意事項）

第9条 週休2日確保工事の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 受注者の責めによらない理由により工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保することができるよう工期を延期する。
- (2) 施工箇所が複数ある工事は、それぞれの施工箇所において週休2日を確保しなければならない。
- (3) 受注者は、発注者が週休2日確保工事に関するアンケート調査等を実施する場合は、これに協力しなければならない。工事完成後においても同様とする。

（入札公告）

第10条 発注者は、対象工事の入札公告において、週休2日確保工事の試行の対象である旨を明示するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、週休2日確保工事の施行に関し必要な事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記 1

港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む。）以外の土木工事における
市場単価の補正について

市場単価は、「愛媛県土木工事標準積算基準書 第VI編 第2章市場単価」に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休2日補正後の市場単価＝（補正前単価×週休2日の補正係数）×加算率・補正係数

名 称	区分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01

グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

別記 2

港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む。）における市場単価の補正について

市場単価は、「愛媛県港湾請負工事積算基準 第4章市場単価」に記載のあるもののうち、港湾工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

$$\text{労務費補正後市場単価} = \text{標準市場単価（施工規模等補正後）} \times \text{補正係数}$$

工種	市場単価補正係数
底面工	1.04
マット工(アスファルトマット設置)	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工(吊鉄筋・吊バー)	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工(ポンプ打設)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ打設以外)	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付工	1.05
防舷材取付工	1.05
車止・縁金物取付工	1.05

工種	市場単価補正係数
係船柱・防舷材・車止撤去工	1.05
電気防食工	1.05
砂防目地版取付工(陸上施工)	1.05
砂防目地版取付工(水中施工)	1.04
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物塗装)	1.04
ペトロラタム被覆工	1.05
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工、海上施工)	1.05
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05

別記様式（第3条関係）

週休2日確保工事の試行に関わる特記仕様書（発注者指定型）

（対象工事）

第1条 本工事は、西条市週休2日確保工事試行要領（以下「要領」という。）に基づく、週休2日確保工事（発注者指定型）の試行対象工事である。

（実施協議）

第2条 受注者は、週休2日の確保に取り組むか否かを、現場工事着手日までに協議書により発注者と協議しなければならない。（契約後の週休2日の再確認）

2 受注者は、前項の規定による協議により週休2日確保工事を実施する場合は、次条及び第4条に定めるところにより取り組まなければならない。

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。

3 現場閉所日は、受注者及び受注者から工事の一部について委託（再委託及びそれ以降の委託を含む。）を受けた者は、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、次に掲げる作業を除く。

- (1) 巡回パトロール、保守点検、現場見学会、地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務等の現場管理上必要な作業
- (2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業
- (3) 発注者の指示による作業

（実施方法）

第4条 受注者は、工事請負契約約款に規定する工程表及び設計図書で定める施工計画について、週休2日を確保することができる計画にしなければならない。

2 受注者は、工事の実施に際しては、工事看板等（別紙「工事看板等」表示例参考）に週休2日確保工事である旨を明示し、周知しなければならない。

3 受注者は、前条第2項に規定する現場閉所日の振替を行う場合は、協議書にその理由及び振替を行う日を記載し、発注者と協議しなければならない。

4 受注者は、工事途中において週休2日の確保を取りやめる場合は、工事打合せ簿等にその理由を記載し、発注者と協議しなければならない。

5 受注者は、現場閉所率を確認することができる資料として、工事履行報告書（別紙「工事履行報告書」記載例参考）を作成の上、発注者に提出するとともに、工事日報、KY活動

日誌等を整備し、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出し、又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第5条 発注者は、受注者が対象工事において、4週8休以上を達成することができなかった場合は、変更請負契約により、要領第7条の規定により乗じた補正分を減額するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 受注者は、発注者が週休2日確保工事に関するアンケート調査等を実施する場合は、これに協力しなければならない。工事完成後においても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、週休2日確保工事の試行に関し、必要な事項は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考) 第4条第2項「工事看板等」表示

〇〇工事中	
〇〇第〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇工事 週休2日確保工事	
区間	[〇〇市〇〇町] 〇〇〇M
期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施工者	〇〇建設株式会社
	電話 〇〇-〇〇〇〇
発注者	西条市長
監督	〇〇部〇〇課
	電話(代表) 56-5151

(参考) 第4条第5項 「工事履行報告書」記載例

工事履行報告書

工事名	〇〇改良工事		
工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		
日付	令和〇年〇月〇日 (月分)		
現場閉所日	〇日(土)、〇日(日)、〇日(土)、〇日(日)、〇日(土)、 〇日(日)、〇日(土)、〇日(日) /計8日		
月別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備考 (現場閉所日)
6月	5.0%		現場工事着手日:〇月〇日 (4日)
7月	20.0%		(9日)
8月	35.0%		8月13日～15日夏季休暇 (7日)
9月	50.0% (45.0%)		(8日)
10月	70.0% (65.0%)		
11月	80.0% (80.0%)		
12月	100.0% (100.0%)		現場完了日:

現場代理人又は主任技術者 氏名 _____

西条市「週休2日工事（発注者指定型）」に関するQ&A

Q 1. 休日の取得計画を立てる際、祝日を、休日としてカウントしてもよいか。

A 1. 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上※の現場閉所が行われることを指しますので、祝日に現場が閉所されるのであればカウント可能です。

※閉所率 28.5% (8日/28日) の水準以上

Q 2. 工程上、土・日曜日に作業が必要な場合はどのようにすればよいか。

A 2. 土・日曜日に現場閉所を計画していたにもかかわらず、やむを得ず現場作業を行う場合は、事前に振替休日（原則、同一週）とその理由について監督職員に協議してください。

（同一週ではない振替休日については監督職員の承諾があれば可能）

Q 3. 降雨等により急遽、予定外の休日とする場合、休日としてカウントしてよいか。

A 3. 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（一日を通しての閉所）についても、現場閉所日数に含まれますので、カウントできます。ただし、午前あるいは午後のみ（半日=0.5日）というカウントはできません。

Q 4. 現場閉所を計画していた日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要はあるか。

A 4. 災害等に伴う予定外の対応であっても、特別の理由が無い限り、振替休日を取得してください。同一週の振替休日の取得が困難な場合は、次週に振替休日を確保することも可能です。

Q 5. 工事着手後、暫くの間は現場が稼働せず、工事が本格稼働した後は日曜日のみを休工日とする場合に、不稼働の期間を対象期間に含めてよいか。

A 5. 現場が稼働していない期間は、一時中止の期間と同様に対象期間外となります。現場稼働後に、関連工事等の進捗状況により、受発注者で協議したうえで作業不能（現場閉所）となった期間も同様に対象期間外です。

Q 6. 対象期間に含まない年末年始6日間、夏季休暇3日間とは、具体的にいつなのか。

A 6. 年末年始休暇期間は、12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇期間は、3日間としますが、監督職員と協議してください。

Q 7. 夜間作業がある工事の休日取得はどのように考えるのか。

A 7. 24時間以上の現場閉所が出来た場合を休日取得として取り扱ってください。

Q 8. 工事内容が変更となった場合の工期の取扱いはどうなるのか。

A 8. 受注者の責によらない理由により、工事内容が大幅に変更となる場合は、受発注者が協議の上、適切に工期を見直すものとします。（ただし、材料の入荷待ち、他工事との関係によるものが想定されます。なおその期間は週休2日の対象期間外になります。発注者の目的及び工期について十分協議を行ってください。）

Q 9. 現場閉所日に、現場代理人や作業員が他の現場で作業をしていた場合も現場閉所扱いとなるのか。

A 9. 現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」のことであるため、現場閉所として取り扱うことは可能ですが、「週休2日工事」の趣旨を踏まえて、現場代理人や作業員の休日が確保できるよう、十分なお配慮をお願いします。

Q 10. 現場閉所率の算定式を示してほしい。

A 10. 次式により算出するものとします。

現場閉所率※＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間内の日数×100（％）

※小数第2位を四捨五入

Q 11. (受注者の責めに帰すことができない事由により) 工期延伸となった場合、延伸した期間も含めて現場閉所率を算出して良いのか。

A 11. 工期延伸した期間も含めて対象期間となります。ただし、工期延伸の理由については、天候の不良等、受注者の責めに帰すことができない事由（※）に限るものとします。

（※）西条市建設工事請負契約書（約款）第21条

Q 12. 5月の大型連休の現場閉所は、現場閉所率の算定対象としてよいか。

A 12. 大型連休（土・日曜日を除く）は「祝日」にあたりますので、現場閉所率の算定期間の対象となります。

Q 13. やむを得ず「夏季休暇」や「年末年始」に作業を行った場合、どのようにして現場閉所率を算定すればよいか。

A 13. 質問のケースの場合、「夏季休暇」は3日間（土日を除く）、「年末年始」は6日間（12/29～1/3）となるよう、別の日に振り替える必要がありますので、事前に振替日とその理由について監督職員と協議してください。

発注者の了解があった場合は、「夏季休暇」や「年末年始」の日程変更とみなした上で、現場閉所率を算定します。

Q 14. 対象工事を受注し、週休2日を実施しなかった場合あるいは達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

A 14. 「発注者指定型」については、週休2日達成確認時は工事成績評定において加点評価を行います。しかし達成できなかった場合は、試行期間中は減点評価を行わないものとします。

Q 15. 現場作業着手日、現場作業完了日とは。

A 15. 現場作業着手日…現場での準備作業（現地測量、現場事務所の設置や資機材の搬入等）に着手した日（従来、市に提出している着工届の日（契約日の翌日）とは別のものです）
現場作業完了日…現場の後片付け作業（資機材の搬出、清掃等）が完了した日（従来、市に提出している完成届の日とは別のものです）

※ただし、資機材の一部搬出が遅れるなどの理由により、現場作業が概ね完了した時から残りの作業完了時までの間を現場閉所とした場合については、計画工程表で現場閉所期間として見込んである場合に限り、対象期間内での現場閉所扱いとする。

Q 16. 現場巡回パトロール（巡回工）は現場閉所率の計算に含めるのか。

A 16. 現場閉所率の計算に含みます。

Q 17. 「週休2日工事」として発注されていない工事（入札公告等に対象工事であることが明示されていない工事）を受注した場合において、週休2日の確保に取り組んでいいのか。また、週休2日を達成できた場合は、(1)経費の補正対象となるか、(2)工事成績評定において評価してもらえるか。

A 17. 「週休2日工事」として発注されていない工事についても、発注者と協議し、承諾を得たうえで、週休2日に取り組むことは可能です。ただし、週休2日の確保を理由とした工期延伸は認められませんのでご注意ください。なお、週休2日を達成できた場合の取扱いは、以下のとおりです。(1)経費：発注者指定型のため、変更対象とならない。(2)工事成績評

定．達成状況に応じて評価する。

- Q18. 週休2日工事で週休2日の確保に取り組んでいたが、受注者の責により工期延長が必要となった。この場合、引き続き週休2日に取り組んでいいか。また、週休2日を達成できた場合、(1)減額変更となるか、(2)工事成績評定において評価してもらえるか。
- A18. 発注者指定型のため、当初より週休2日に係る費用は計上済です。受注者の責により週休2日工事の工期が延伸となった場合、原則、週休2日工事の対象外として、以下のとおり取り扱います。(1)経費．減額変更になります。(2)工事成績評定．評価しない。監督職員と協議が必要です。なお、上記にかかわらず、会社として週休2日の確保に取り組むことは可能です。
- Q19. 週休2日工事で現場閉所（4週8休以上）に取り組んでいたところ、工事の終盤になって降雨、降雪等による作業不能日が続いた場合、工期の延長は認められるか。
- A19. 天候等による不稼働日は、雨休率により工期に含まれているため、原則、工期延長は認められません。(ただし、工事一時中止に係るガイドラインに記載の「暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災等」の事象が発生した場合を除く。)要領第2条(3)で調整が必要な工事は、事業担当課と協議を行ってください。
- Q20. 1カ月単位で実施工程表を作成しているが、1カ月毎の現場閉所率について、所定の現場閉所率（4週8休以上であれば28.5%以上（ $8/28=28.5$ ）など）を満たさないといけないのか。
- A20. 対象期間全体で、所定の現場閉所率を満たせばよいものとします。(港湾工事を除く。)
- Q21. 現場閉所日の確保、要領第4条3の現場管理上必要な作業とは。
- A21. 次のような作業が考えられます。
- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
 - ・コンクリート養生、レイタンス除去等の品質を確保するうえで必要な作業
 - ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
 - ・その他、監督員が必要と認めた作業
- Q22. 現場閉所における休日のとらえ方について
現場は、閉所しているが作業員等が現場事務所以外の事務所での内業を行う場合及び異なる現場で作業を行う場合休日と、とらえるのか？
- A22. 休日扱いです。
- Q23. 夏季休暇3日（土日を除く）と年末年初6日（12/29～1/3）は現場閉所率に見込まないようですが、前後で数日追加すれば、全体で閉所率に含まれますか？
- A23. 対象期間外の扱いです。
- Q24. 西条市の週休2日制工事の確認方法を教えてください。
- A24. 実施工程表、工事日報、(KY活動日誌)等で確認を行います。